

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
結核予防法による医療機関の指定(六七六・能代保健所).....	1
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(六七七・由利地域振興局農林部).....	1
特定計量器定期検査の実施(六七八・計量検定所).....	1
都市計画の変更による送付図書の縦覧(六七九・都市計画課).....	2
道路の供用開始(六八〇・道路課).....	2
開発行為に関する工事の完了(六八一・由利地域振興局建設部).....	2
建築基準法による道路位置の指定(六八二・由利地域振興局建設部).....	3
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	3
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	4
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一〇八).....	5
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇九).....	5
公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(一一〇).....	6
個人演説会を開催することができる公営施設の指定(一一一).....	6
公安委員会告示	
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(八八・生活環境課).....	6

## 告 示

秋田県告示第六百七十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆川薬局	山本郡峰浜村水沢字稲荷堂百一十番六号	平成十七年七月十五日

秋田県告示第六百七十七号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第六条第一項の規定により、由利本荘市東由利法内小倉第二次入会林野整備組合代表者遠藤恭悦からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十七年七月二十二日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 由利本荘市東由利法内小倉第二次入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十七年八月八日から同年九月六日まで
- 四 縦覧場所 由利地域振興局農林部農林企画課及び由利本荘市東由利総合支所

秋田県告示第六百七十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 検査を行う区域、対象となる特定計量器、期日、時間及び場所

検査区域	検査対象	検査期日	検査時間	検査場所
特定計量器				

鹿角市	非自動車 及び分銅等	平成十七年 九月六日	午後一時から 午後四時まで	鹿角地域広域交流 センター
鹿角市	非自動車 及び分銅等	平成十七年 九月七日	午前九時から 正午まで	鹿角地域広域交流 センター
鹿角市	非自動車 及び分銅等	平成十七年 九月八日	午前九時から 正午まで 午後一時から 午後四時まで	
小坂町	"	平成十七年 九月九日	午前九時から 午前十一時ま で	小坂町交流センタ ー
大館市	"	平成十七年 九月九日	午後一時三十 分から 午後二時三十 分まで	大館市立中央公民 館

- 二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日  
平成十七年九月六日から同月九日まで
- 三 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、申請すること。

秋田県告示第六百七十九号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、田沢湖町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書  
田沢湖都市計画下水道（田沢湖町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第六百八十号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十七年八月五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	矢坂糠沢線	北秋田市綴子字仮戸台五番から一一番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年八月五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年八月五日から同月十八日まで

秋田県告示第六百八十一号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年五月二十五日付け指令由建 五百三十で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
秋田市保戸野千代田町二番四十三号  
三光不動産株式会社  
代表取締役 岩本竜大
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
由利本荘市三条字三条谷地百八十番、百六十五番七、百六十五番八、百八十七番

二、百八十七番十二、百九十番、百九十一番及び百九十二番

秋田県告示第六百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市東梵天九十九番地三 本荘開発 代表 荘 司 清 由利郡仁賀保町院内字タモキタ三番地の一 株式会社 佐藤建設工業 代表取締役 佐 藤 良 三	由利本荘市薬師堂字一本木百二十六番一 及び百二十七番一	五十五・〇四メートル	六メートル	平成十七年七月二十一日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡鷹巣町今泉土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年八月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

北秋田市今泉字今泉八十六番地

成 田 岩 直

二 就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字相ノ沢十一番地三

脇本浦田字大久保七十二番地一

脇本浦田字大久保八十二番地一

脇本富永字大倉五十一番地

脇本脇本字飯ノ町三十六番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

脇本樽沢字岡谷地八十二番地

戸 部 昭

佐 藤 一 雄

武 藤 昭 一

佐 藤 金 春

戸 部 秋 義

八 端 富 喜 夫

吉 田 庄 三 郎

吉 田 陽 一

小 山 田 武 夫

佐 藤 照 男

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本字小深見百十一番地

脇本百川字夏張二十三番地

字方丈田百三番地

秋田県知事 寺 田 典 城

鈴 木 銀 之 助

佐 々 木 弥 之 助

佐 藤 弘

佐 藤 弘

三 退任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字相ノ沢五十九番地  
 " " 字夏張三十三番地一  
 " " 弘戸字渡部三十九番地  
 就任監事の住所及び氏名  
 男鹿市脇本百川字相ノ沢三十二番地  
 " 弘戸字渡部四十九番地

伊藤金雄  
 武藤豊松  
 鈴木善一郎  
 板橋治男  
 小野惣一郎

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年八月五日

一 入札に付する物件の所在地、面積等 秋田県知事 寺田典城

番号	所在地	地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)
一	大館市中道二丁目四番	宅地	二、〇六三・三九八、三三〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
二	象潟町字太郎島四番一〇	宅地 建物	二五七・〇五 六七・八四	二、二〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期間
一	秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所 (電話〇一八六 四九二 二二四)	平成十七年八月五日(金)から同月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八四 二二五 四三二)	平成十七年八月五日(金)から同月十二日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場所	日時
一	秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所大会議室	平成十七年八月二十二日(月)午後一時三十分
二	秋田県由利地域振興局第二会議室	平成十七年八月二十三日(火)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合  
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)  
 法人の場合  
 印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

八 その他

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。  
 詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三五)に照会のこと。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年八月五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量

- (二) 男性用短靴(軽量・静音式) 四百二十足
- (二) 購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- (三) 平成十七年十月二十八日(金)
- (四) 納入場所
- (四) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (一) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を含め、平成十七年八月五日(金) から同月十五日(月) までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 四 平成十七年八月二十二日(月) 午前十時
- 四 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- 五 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- (二) 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

選挙管理委員会告示

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等
- (四) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- (五) その他は、入札説明書による。

秋選管告示第百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とありである。

平成十七年八月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二五六

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、一二七

秋選管告示第百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年八月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	八五、〇三二
能代市	一四、六八五

横手市	一〇、九五一
大館市	一八、〇四〇
本荘市	一一、一四七
男鹿市	八、三〇八
湯沢市	九、三一九
大曲市	一〇、六二五
鹿角市鹿角郡	一一、五一七
北秋田郡	一七、八七四
山本郡	一三、二四〇
南秋田郡	一九、八四〇
河辺郡	五、二〇一
由利郡	二〇、七五六
仙北郡	三一、六〇六
平鹿郡	一八、三五一
雄勝郡	一一、四四五

秋選管告示第百十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成十七年八月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

社会福祉法人若美さくら 会ケアハウス和幸苑	男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十一
社会福祉法人若美さくら 会ケアハウス和幸苑	男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十一
介護付有料老人ホームケ アホーム木精	男鹿市船越字内子二百九十四番地

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第百十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨ニッ井町選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
平成十七年八月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
ブナの森ふれあい 伝承館	山本郡ニッ井町飛根字高清水 三百九十一番地	平成十七年七月二十五日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第88号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱しに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。  
平成17年8月5日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 実施年月日  
平成17年9月13日(火)午前9時から午後4時30分まで
  - 2 実施場所  
秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第2庁舎5階会議室
  - 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱しについて5時間実施する。
  - 4 受講定員  
30人
  - 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真 2枚
- 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付  
各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成17年8月5日（金）から9月7日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全全部生活環境課危険物対策係（電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄